



平成 29 年 11 月 9 日

各 位

会 社 名 セブンシーズホールディングス株式会社  
代表者名 代表取締役社長 藤堂 裕隆  
(コード番号 3750 東証第二部)  
問合せ先 取締役経営企画部長 関 裕司  
(TEL. 03-5501-4100)

## (開示事項の経過) 当社子会社による損害賠償請求控訴事件における和解 及び特別利益の計上に関するお知らせ

当社の子会社であるセブンシーズ・アセット・マネジメント株式会社が、永光建設株式会社及び司法書士に対し提起しておりました損害賠償請求控訴事件について、永光建設株式会社と平成 29 年 11 月 9 日付にて和解しましたので、その概要をお知らせするとともに、これに伴い特別利益を計上することになりますので、下記のとおりお知らせいたします。

### 1. 当該子会社の概要

- (1) 名 称：セブンシーズ・アセット・マネジメント株式会社
- (2) 所 在 地：東京都港区虎ノ門二丁目 5 番 5 号
- (3) 代 表 者：藤堂裕隆
- (4) 事業内容：不動産業
- (5) 資 本 金：10 百万円

### 2. 和解期日

平成 29 年 11 月 9 日

### 3. 訴訟の原因及び訴訟提起に至った経緯

- (1) 平成 27 年 3 月 23 日、同年 10 月 2 日及び平成 28 年 9 月 2 日に開示いたしましたとおり、以下の事実経緯がございました。

- ① 当社子会社であるセブンシーズ・アセット・マネジメント株式会社（以下、「SSAM」といいます。）は、平成 27 年 2 月 19 日、田代林産有限会社所有の不動産を永光建設株式会社を経由して購入する旨の契約を締結し、登記に必要とされる資料を受領して代金決済をし、一旦は所有権移転登記を受けました。

しかしながら、後日、SSAM が面談した田代林産有限会社代表者と称する人物は偽物で、登記に必要とされる資料は偽造であったことが判明しました。

- ② 上記不動産の所有権移転登記については、平成 27 年 3 月 19 日付にて田代林産有限会社より同登記の抹消登記手続を求める旨の訴えの提起を受け、同年 10 月 1 日、同社の請求が認容されています。

- ③ このような経緯に鑑み、SSAM は、平成 27 年 5 月 25 日、永光建設株式会社及び上記不動産の所有権移転登記手続に関与した司法書士に対して、上記不動産を取得できなかったことにより被った損害の賠償を求める訴えを提起し、平成 28 年 9 月 2 日、永光建設株式会社に対し 2 億 186 万 2188 円及びこれに対する平成 27 年 5 月 29 日から支払済みまで年 6 分の割合による金員を支払うこと等を命じる旨の判決を得ましたが、過失を否定されたため司法書士に対する請求は認められませ

んでした。

(2) SSAM は、この判決を不服とし、平成 28 年 12 月 7 日、控訴いたしました。この度、SSAM は、控訴審にて、永光建設株式会社とのみ和解をすることとなりました。これは、そもそも永光建設株式会社は休眠状態であり資力に乏しかったところ、後述の内容であれば和解による任意弁済に応じるとの申出があり、実質的な回収額を最大化する見地から、これに応じることとしたものです。なお、SSAM の司法書士に対する控訴事件は、係属中です。当該司法書士は、第 1 審判決後に、同種のいわゆる地面師詐欺に関与したものとして詐欺罪で逮捕されており、地面師詐欺グループの司法書士役であった可能性が高く、裁判所の過失の認定にも大きく影響するものと考えており、全力で当該司法書士に対する損害賠償を求めて参る所存です。

#### 4. 和解条項の要旨

- (1) 被告（永光建設株式会社）は、原告（セブンシーズ・アセット・マネジメント株式会社）に対し、和解時に 5 百万円弁済する
- (2) 被告に対して残債務を免除する

#### 5. 特別利益の計上

平成 30 年 3 月期第 3 四半期期間において、連結上、受取和解金として特別利益 5 百万円を計上する見込みであります。

#### 6. 今後の見通し

司法書士に対しては引き続き損害賠償請求控訴事件にて争い、今後開示すべき事項が発生した場合には、速やかに開示いたします。

以 上